



「平成26年度地域別最低賃金」

大阪府の地域別最低賃金は10月5日より **838円** です。

★平成26年度地域別最低賃金額答申状況のポイント

- ・改定額の全国加重平均額は780円(昨年度764円、16円の引上げ)
 - ・改定額の分布は677円(鳥取県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)～888円(東京都)
- すべての地方最低賃金審議会で13円以上(13円～21円)の引上げが答申された。
- ・平成20年の改正最低賃金法施行後、初めてすべての都道府県において、最低賃金と生活保護水準との乖離が解消される見込み。

平成26年度地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額	引上げ額円	発効(予定)年月日	都道府県名	答申最低賃金時間額	引上げ額円	発効(予定)年月日
北海道	748 (734)	14	平成26年10月08日	滋賀	746 (730)	16	平成26年10月08日
青森	679 (665)	14	平成26年10月24日	京都	789 (773)	16	平成26年10月22日
岩手	678 (665)	13	平成26年10月04日	大阪	838 (819)	19	平成26年10月05日
宮城	710 (696)	14	平成26年10月16日	兵庫	776 (761)	15	平成26年10月01日
秋田	679 (665)	14	平成26年10月05日	奈良	724 (710)	14	平成26年10月03日
山形	680 (665)	15	平成26年10月17日	和歌山	715 (701)	14	平成26年10月17日
福島	689 (675)	14	平成26年10月04日	鳥取	677 (664)	13	平成26年10月04日
茨城	729 (713)	16	平成26年10月04日	島根	679 (664)	15	平成26年10月05日
栃木	733 (718)	15	平成26年10月01日	岡山	719 (703)	16	平成26年10月05日
群馬	721 (707)	14	平成26年10月05日	広島	750 (733)	17	平成26年10月01日
埼玉	802 (785)	17	平成26年10月01日	山口	715 (701)	14	平成26年10月01日
千葉	798 (777)	21	平成26年10月01日	徳島	679 (666)	13	平成26年10月01日
東京	888 (869)	19	平成26年10月01日	香川	702 (686)	16	平成26年10月01日
神奈川	887 (868)	19	平成26年10月01日	愛媛	680 (666)	14	平成26年10月12日
新潟	715 (701)	14	平成26年10月04日	高知	677 (664)	13	平成26年10月26日
富山	728 (712)	16	平成26年10月01日	福岡	727 (712)	15	平成26年10月05日
石川	718 (704)	14	平成26年10月05日	佐賀	678 (664)	14	平成26年10月04日
福井	716 (701)	15	平成26年10月04日	長崎	677 (664)	13	平成26年10月01日
山梨	721 (706)	15	平成26年10月01日	熊本	677 (664)	13	平成26年10月01日
長野	728 (713)	15	平成26年10月01日	大分	677 (664)	13	平成26年10月03日
岐阜	738 (724)	14	平成26年10月01日	宮崎	677 (664)	13	平成26年10月16日
静岡	765 (749)	16	平成26年10月05日	鹿児島	678 (665)	13	平成26年10月19日
愛知	800 (780)	20	平成26年10月01日	沖縄	677 (664)	13	平成26年10月24日
三重	753 (737)	16	平成26年10月01日	全国平均	780 (764)	16	— — —

育児休業給付金の取扱いが変わります。



平成26年10月1日から育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変わります。これまでの育児休業給付金制度では、支給単位期間中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間について給付金は支給されませんでした。平成26年10月1日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下のときは、育児休業給付を支給します。また、「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」と「育児休業給付金支給申請書」の様式が変わります。